

## 第 9 章

# 若者自立支援計画

若者自立支援計画とは子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画として、国の子ども大綱及び大阪府子ども総合計画を勘案し策定するものです。

国においては、令和 5 年（2023 年）12 月に子供・若者育成支援推進大綱が子ども大綱に一元化され、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども・若者施策が推進されることになりました。本市においても、令和 8 年（2026 年）に予定していた豊中市若者自立支援計画の改定を 1 年前倒しし、第 2 期計画を第 3 期子どもすこやか育みプランと一体的に策定することとしました。

## 若者自立支援計画

若者※からの相談は、不登校、進路、人間関係、精神的不安、就職活動、職場定着、ひきこもり、生活困窮、多重債務、家族問題（若者ケアラーや社会的養護経験者等を含む）、希死念慮、犯罪被害等多岐にわたります。また、一人の若者が多様で複合的な課題を有していることも多く、学校、児童福祉、医療、保健、介護、障害、生活困窮者支援、就労支援、消費生活相談など様々な分野の専門機関が連携するとともに、地域の協力も得ながら多機関・多職種による包括的な支援を実施する体制の構築が必要です。また、支援が長期にわたることも多く、社会的自立に向けた段階的な支援を実施するために、一貫した支援を継続的に実施できる仕組みが重要となります。

※ 若者は、おおむね中学生年代から 40 歳未満とします。

### 現状と課題について

コロナ禍前後で比較すると中学生や高校生の不登校生徒が増加しています。本市における中学生の不登校は令和元年（2019 年）から毎年増加しています。府立高校（全日制・定時制）の不登校生徒は令和 5 年度（2023 年度）に前年度から急増（2,072 人増）し 6,452 人となっており、不登校生徒数の千人率でみると 40.8 人で全国平均の 22.9 人を大きく上回っています。

また、大阪府の令和 4 年度（2022 年度）の高等学校の中退率は 1.6%と全国平均の 1.4%を上回っています。

市立中学校及び府立高等学校における不登校生徒数の推移

|       | 令和 29 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------|----------|---------|---------|
| 中学（市） | 294 人    | 538 人   | 597 人   |
| 高校（府） | 5,973 人  | 4,380 人 | 6,452 人 |

内閣府の「令和 4 年度こども・若者の意識と生活に関する調査」では、15 歳～39 歳の広義のひきこもり群に該当する若者が、現在の状況になった最も大きな理由として「学校になじめなかった」「小学校～大学時代の不登校」「受験に失敗した」と回答した割合が 20.2%となっています。また、現在の状況になってからの期間が 5 年以上の人は 17.6%となっています。

不登校等をきっかけにひきこもり状態になる可能性が一定割合あり、一度ひきこもり状態になると長期化する恐れがあり、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流※しないよう相談支援につながる仕組みづくりや、復学や再入学、就労に向けて若者が力を蓄える事ができる居場所、相談支援機能の強化が必要です。

※ 社会的漂流とは、地域や社会との関係が絶たれることです。

令和2年（2020年）国勢調査における15歳～39歳迄の本市の若年無業者数は1,542人です。割合は1.5%で全国平均の2.7%よりも低くなっています。なお、全国では上昇傾向ですが、本市では若干減少しています。

15歳から39歳までの若年無業者数の推移

（万人、％）

| 全国             |        | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|----------------|--------|-------|-------|------|
| 人 数            | 15～19歳 | 9     | 8     | 19   |
|                | 20～24歳 | 15    | 14    | 18   |
|                | 25～29歳 | 17    | 17    | 14   |
|                | 30～34歳 | 17    | 17    | 18   |
|                | 35～39歳 | 21    | 19    | 18   |
| 15～39歳人口に占める割合 |        | 2.1   | 2.2   | 2.7  |

資料：内閣府「子供・若者白書」

（人、％）

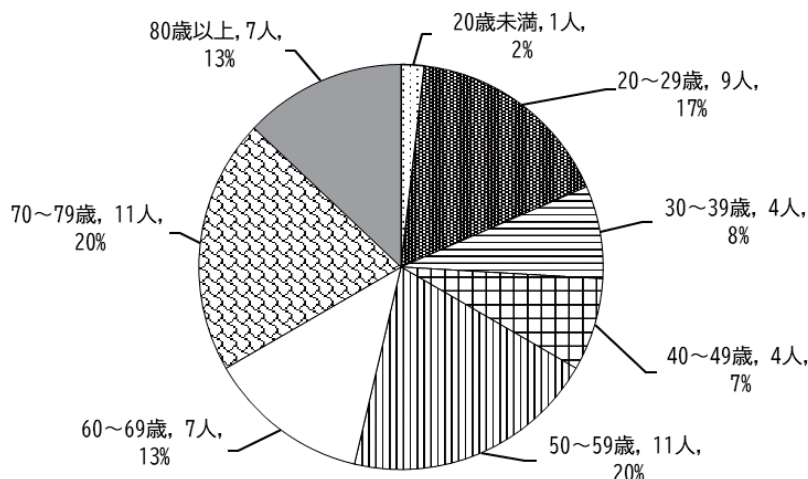
| 豊中市            |        | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|----------------|--------|-------|-------|------|
| 人 数            | 15～19歳 | 234   | 270   | 266  |
|                | 20～24歳 | 250   | 329   | 395  |
|                | 25～29歳 | 265   | 301   | 278  |
|                | 30～34歳 | 299   | 376   | 275  |
|                | 35～39歳 | 420   | 439   | 328  |
| 15～39歳人口に占める割合 |        | 1.3   | 1.6   | 1.5  |

資料：国勢調査

ひきこもり状態や無業状態の若者が、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に結びつくよう個々の状況に応じた段階的な支援を、さらに充実させる必要があります。

市内の自殺者のうち、39歳以下が占める割合は約25.9%で、14人となっています。全国における自殺原因・動機では、19歳未満は「学校問題」が多く、20～29歳は、他世代では少ない「交際問題」が多くなっています。

市内年齢別自殺者数（令和5年度（2023年度））



資料：警察庁 統計データ（発見日・住所地）

全国における年齢階級別自殺原因・動機（令和5年度（2023年度））

（件）

| 年齢階級別<br>原因・動機 | ～19歳        | 20～29歳        | 30～39歳        | 40～49歳        | 50～59歳        | 60歳以上<br>及び不詳 |
|----------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 家庭問題           | 155 (15.8%) | 358 (11.2%)   | 574 (16.7%)   | 891 (18.4%)   | 1,000 (17.7%) | 1,730 (16.9%) |
| 健康問題           | 263 (26.8%) | 1,005 (31.6%) | 1,130 (33.0%) | 1,682 (34.7%) | 2,179 (38.5%) | 6,144 (60.0%) |
| 経済・生活問題        | 32 (3.3%)   | 531 (16.7%)   | 771 (22.5%)   | 1,122 (23.1%) | 1,338 (23.7%) | 1,387 (13.5%) |
| 勤務問題           | 29 (3.0%)   | 491 (15.4%)   | 547 (16.0%)   | 765 (15.8%)   | 735 (13.0%)   | 308 (3.0%)    |
| 交際問題           | 70 (7.1%)   | 358 (11.2%)   | 178 (5.5%)    | 133 (2.7%)    | 82 (1.4%)     | 47 (0.5%)     |
| 学校問題           | 326 (33.2%) | 195 (6.1%)    | 3 (0.1%)      | 0 (0%)        | 0 (0%)        | 0 (0%)        |
| その他            | 106 (10.8%) | 246 (7.7%)    | 216 (6.3%)    | 256 (5.3%)    | 322 (5.7%)    | 630 (6.1%)    |
| 合 計            | 981         | 3,184         | 3,428         | 4,849         | 5,656         | 1,0246        |

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

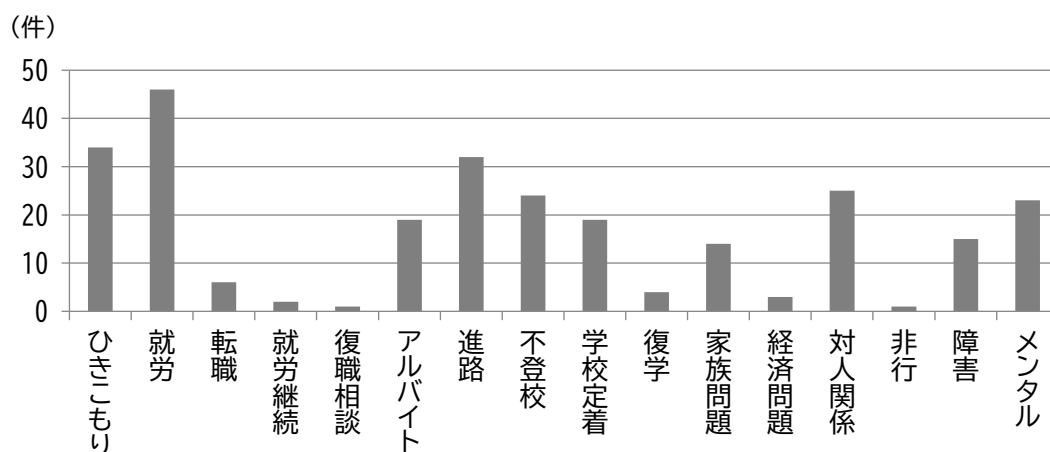
※自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能である。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

資料：厚生労働省 令和5年度（2023年度）中における自殺の状況より事務局作成

若者支援総合相談窓口には、複合的な課題を有する相談が増加しており、課題解決には多機関連携が必要です。

|              | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規相談（実人数）    | 122 件 | 112 件 | 123 件 | 102 件 | 124 件 |
| 相談対応件数（延べ人数） | 698 件 | 629 件 | 589 件 | 719 件 | 725 件 |

#### 相談内容（令和5年度（2023年度））



|                                | 令和元年度             | 令和2年度             | 令和3年度             | 令和4年度             | 令和5年度             |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 他機関・支援ネットワークとの連携数<br>（延べ連携機関数） | 39 ケース<br>（63 機関） | 39 ケース<br>（49 機関） | 47 ケース<br>（52 機関） | 48 ケース<br>（72 機関） | 64 ケース<br>（100機関） |

相談者個々により課題の内容、程度、量、本人を取り巻く環境が異なることから、オーダーメイドの個別支援メニューを策定し、多機関連携による支援の充実が必要です。また、支援内容を検証し支援の質を高める取り組みが必要です。

令和5年度（2023年度）に実施した「子育て・子育て支援に関するアンケート」では、若者支援総合相談窓口の認知度は24%（前回14.5%）でした。また、「どんな人が話を聞いてくれるかわからない」「相談しても解決できないと思う」「相談しても、わかってもらえるか不安」という意見があります。

相談窓口での支援内容についてさらなる周知が必要です。

現状と課題をふまえ、豊中市では、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の社会的自立を支援するため、めざすべき姿を次のとおり定めます。

### めざす姿

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者が、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるとともに、安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる取組みがある

また、めざすべき姿を達成するために、次の3つの取組みを実施します。

- 1 若者支援に係る相談・支援機能の充実
- 2 支援ネットワークの強化
- 3 居場所など社会的自立※に向けた取組みの強化

※ 社会的自立とは、就学や就労、社会的活動に参加できるようになることを支援の最終的な目標として記載していますが、支援の現場においては、「外出できるようになること」「医療機関とつながること」「支援機関とつながること」など、相談者個々の状況をふまえた目標を設定し、支援を行うこととします。

## 1 若者支援に係る相談・支援機能の充実

多様で複合的な課題を有する若者や家族からの相談に対応するため、問題の全体像を把握し、包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守るため、若者支援総合相談窓口を設置しています。また、若者支援総合相談窓口受託団体を豊中市子ども・若者支援協議会の指定支援機関とし、支援プログラムの策定から支援経過のモニタリングを実施するなど支援全般についてコーディネート機能を付加します。

### ○若者支援総合相談窓口機能の充実

- ・若者や家族からの相談を対面や電話などで受け、継続相談においては、メール相談を実施しています。相談者の状況によっては、相談が途切れないようにするため、本人が希望する手法（LINEやZOOM）での相談を実施します。

- ・窓口への来談が困難なケースでの家庭訪問、登校や通院への同行支援を実施するとともに、相談者の状況をふまえ、自己理解、他者理解、対人関係構築などの社会的スキルの育成や集団内での安心感や自己肯定感を醸成するためのプログラムを実施します。また、集団参加への心理的距離が遠い相談者に対しては、個別プログラムを実施し、多様な学びや体験の機会を提供し若者の社会的自立につなげます。
- ・日々の日常的な関わりの中で支援が実施できる若者の居場所を設置し、若者支援総合相談窓口の専門的な支援と併用することで、支援の質の充実に取り組みます。

## ○若者支援総合相談窓口の支援の質の向上

- ・定期的に外部専門家の助言・指導を受ける検証会議を実施し、相談支援手法のスキルアップを図ります。
- ・相談者の困りごとの解消につながった段階的な状況改善等の内容を成果として設定し、一定期間ごとにその兆しとなる変化（成果指標）の有無を確認し見える化（数値化）することで改善状況の確認を行います。また、その成果につながった支援内容を確認することで、効果的な援助要素を明確化し、支援の質の改善に取り組みます。
- ・若者相談においては、カウンセリングなどの専門相談だけではなく、他制度の活用や多機関との連携が必要であり、ケースワーク力やソーシャルワーク力が必要となることから、国の研修会などを活用し、相談員の質の向上に取り組みます。

## ○若者支援総合相談窓口の周知強化

- ・支援が必要な若者が、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流しないように若者支援総合相談窓口の周知強化に取り組みます。
- ・中学校 3 年生全員へのチラシ配布に加え、高校生年代に対する周知方法の検討を行います。
- ・ホームページの内容見直しのほか、チラシやホームページ以外の効果的な周知方法を検討し、実施します。

# 2 支援ネットワークの強化

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の相談主訴は多岐にわたり、多様で複合的な課題を有することから、学校、児童福祉、医療、保健、介護、障害、人権、就労等の相談支援窓口が連携することで、どの窓口にも最初の相談がきても適切な支援を提供できるよう包括的な支援体制の強化に取り組みます。

あわせて、義務教育から高等学校、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するため、中学校の卒業や高等学校の中途退学、年齢（18 歳）による制度の切れめ等で相談者への支援が途切れないよう取り組みます。

## ○豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実

- ・多様で複合的な課題を有する若者への支援においては、様々な支援機関との連携や、長期にわたる支援を効果的に実施する体制の構築が必要であることから、豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実に取り組みます。
- ・非行や依存状態となった場合、犯罪被害等を受けた場合には、適切な支援を受けることができるよう非行、依存状態、薬物乱用、DV、自殺予防、消費生活等の専門的な支援ネットワークとの連携強化に取り組みます。
- ・連携する関係機関が、若者支援の必要性、若者が有する生きづらさや必要な支援についての理解を促進するため、豊中市子ども・若者支援協議会内で定期的に研修会を実施します。

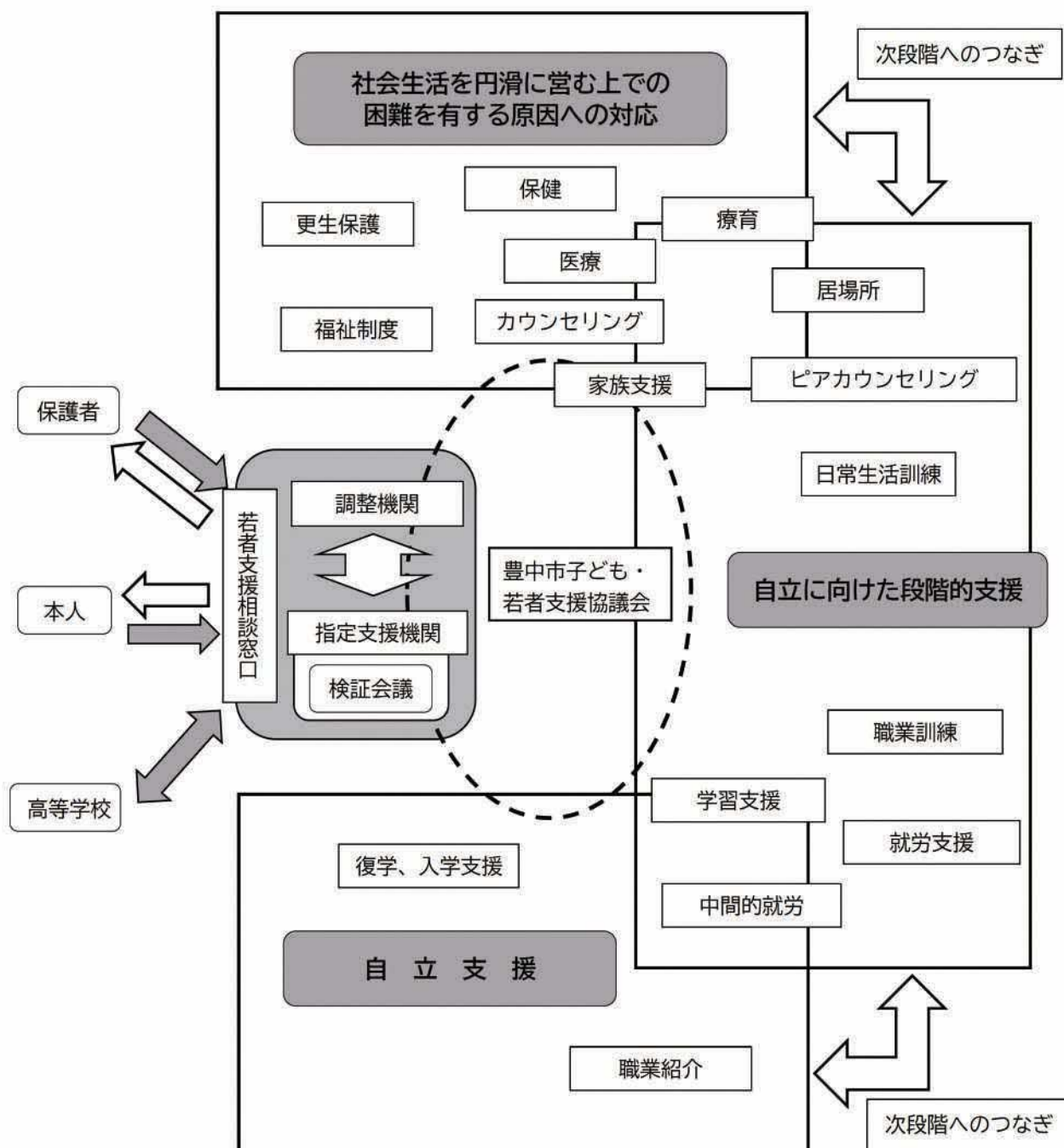
## ○分野を超えた複雑・複合した課題のあるケースへの対応の強化

- ・若者本人だけではなく、世帯全体が複雑化・複合化した課題を有しているケースでは関係機関との連携が不可欠です。支援にあたっては、各機関が保有する個人情報の共有が必要となります。本人同意がない場合であっても情報の共有が不可欠な場合には、多機関連携会議または生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を活用し、他支援機関と連携した支援が実施できるよう取り組みます。

## ○支援が必要な若者が、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流しない仕組みづくり

- ・府教育委員会や高等学校に対して、本市の若者支援の取組み及び市若者支援総合相談窓口の周知を行います。
- ・若者支援総合相談窓口と児童福祉部局及び市教育委員会の3者で、学校の卒業や年齢による制度の切れめにより支援が途切れないよう、翌年度以降の支援のあり方についての協議を行います。また、中学校や社会福祉協議会等との連携にも取り組みます。

### <包括的な支援体制のイメージ>



### 3 居場所など社会的自立に向けた取組みの強化

進路未定のまま中学校を卒業した若者や高等学校の中途退学者、不登校やひきこもりを経験した若者の中には、人との交流や社会体験の不足から職業的自立が困難になる場合もあります。から、再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供に向けて取り組む必要があります。また、若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、市の行事や地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等、個々の状況に応じた段階的な支援により自己肯定感や規範意識を育成するとともに、地域や民間団体の協力を得ながら、再チャレンジの機会創出に取り組めます。

#### ○日常的な関わりの中で支援が実施できる拠点の充実

- ・ 高校生世代の若者が、不登校や高校中退などに起因したひきこもり状態になることを防止するため、居場所「できるカンパニー」を設置しました。「できるカンパニー」では、安心できる居場所に加え、学びや体験のプログラムを通じて、力を蓄え、復学や進学、就労等次のステップに向けた支援を行います。
- ・ また、若者支援総合相談窓口と連携し、必要に応じて専門的な支援を実施することで支援の質を高めるとともに、プログラム内容については、PDCAサイクルに基づき、振り返りと効果検証を行い、実施内容の充実に取り組めます。
- ・ 不登校やひきこもり状態の若者支援においては、保護者が重要な役割を担う場合が多いことから、保護者向けの勉強会や保護者同士が交流できる機会を提供します。

#### ○ひきこもり状態に関する相談支援機能の強化

- ・ ひきこもり状態に関連する相談窓口の周知強化に取り組めます。
- ・ 若者支援総合相談窓口にて、ひきこもりの相談を受けた場合には、外部有識者を交えたケース検討会議や、障害福祉課や保健所との定期的な会議などを通じて、専門的な知見から見立てを行い、当事者だけではなく家族へのアプローチを行いながら支援を実施します。また、若者支援総合相談窓口の支援プログラムの一つとして、相談者の状況に応じて、個別または集団プログラムを提供し、外出意欲の定着、自己理解、集団への参加、他者理解、社会的スキルの醸成をめざしたプログラムを提供します。
- ・ 障害福祉課、保健所、こども未来部各課、くらし支援課、社会福祉協議会、児童相談所、地域の支援団体等と連携し多様な相談支援メニューの提供に取り組めます。

#### ○若者を対象とした就労支援機能等の強化

- ・ 不登校や中途退学、ひきこもり経験等があり就業経験がないまたは少ない、離転職を繰り返すなど再チャレンジしたい若者への就労支援にあたっては、本人の意思を尊重しながら、今後のキャリア形成について共に考え、生活習慣の改善、コミュニケーション能力

- の育成、集団訓練を実施するとともに、就職活動支援講座やマッチングイベント等の就労支援施策、職業紹介等個々の状況に応じた多様な支援メニューの提供に取り組めます。
- ・市役所での仕事を臨時会計年度任用職員として体験することで、職業観の育成を図りながら、キャリア形成支援に取り組めます。
  - ・若者を対象とした就労支援にあたっては、とよの地域若者サポートステーションや池田公共職業安定所、大阪府等とも連携し取り組めます。
  - ・若者が、働く者の権利や働くうえで必要となる基礎知識等に関する情報を提供します。

## ○青少年交流文化館いぶきでの切れめのない支援の実施

- ・従来のいぶきの資源を生かしながら、青少年健全育成事業と不登校支援事業を連携強化し、義務教育終了後も若者相談や就労支援など適切な支援を切れめなく受けることができるよう、引き続きいぶき内に相談窓口を設置します。
- ・創造活動との交流・連携プログラムにこれまで関わっていない団体へ働きかけ、協力を得ることで、各団体の強みを生かしたプログラムの充実を図ります。

## ○様々な課題のある若者が支援を受けられることができる機関・拠点との連携

- ・令和3年（2021年）2月に実施しました「居場所フェスタ 2020 in とよなか」で、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の居場所に関する意見として「居場所は緊急事態だからやる、やらないではなく常にあること、淡々と続いていることが大事」「居場所の活用、関わり方は当事者自身が決める。決められる社会であることが大事」「実際に集まることが重要」等がありました。
- ・不登校・ひきこもりだけでなく、障害や女性、外国ルーツなどで生きづらさを有する若者たちが安心して過ごすとともに、社会的自立に向けた取組みを進めることができる様々な居場所との連携を進めます。